

# 令和7年度 介護保険サービス事業者 集団指導

可児市介護保険課

# 運営指導における指導内容について

## 1. 運営指導とは

- 運営指導は、都道府県又は市町村が主体となり、その指定、許可の権限を持つ全ての介護サービス事業者を対象に、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地に面談方式で行うもの。
- 介護サービス事業者には、それぞれが自ら法令や基準等のルールを遵守することが求められ、行政機関は、介護サービス事業者が法令等を遵守し適正にサービスを行うことができるよう支援する。
- 指定有効期間内に少なくとも1回以上行う。
- 集団指導は、講習会形式又はオンライン等を活用し年1回以上行う

## 2. 可児市の運営指導の概要

- 実施日の1か月前までに通知し、おおむね2週間前までに点検シートや書類の事前提出。
- 運営指導の所要時間は、1事業所につき3時間程度。
- 県所管事業所の運営指導は、県事務所が実施。
- 総合事業の事業所は、適切なサービス提供の確保という点から、訪問時に、あわせて書類確認を実施。

## 3. 実績(令和4年度～7年度)

サービス種別	対象事業所数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(R7.4.1時点) 実施事業所数	実施事業所数	実施事業所数	実施事業所数	実施事業所数
居宅介護支援	25	7	3	0	4
介護予防支援	6	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0	0
地域密着型通所介護	12	5	0	6	1
認知症対応型通所介護	1	1	0	0	0
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2	0	0	0	1
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	10	3	2	0	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	0	2	0	1
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	1	0
合計	61	16	7	7	12

## 4. 指摘事項の例

個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- ・ 家族等が代筆する場合の署名欄は利用者本人の氏名とし、併せて代筆者の氏名も記載するようにしてください。

原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。  
令和7年4月から義務化されています。

- ・ ウェブサイトとは、法人のホームページ又は介護サービス情報公表システムのこと
- ・ 事業所内の掲示に加えて、ウェブサイトへの掲載が必要
- ・ 情報公表システムの事業所の調査票の「事業所の特色」のページ最下部、「法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧」の「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)」のファイルを選択でPDFファイルをアップロードすることで掲載できます。

## 運営推進会議の設置について

- 事業所が、利用者、家族、市職員、地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブ代表など)等により構成。
- 提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的とする
- 活動状況を報告し、評価を受けるとともに、会議から必要な要望、助言等を聴く機会
- 会議の記録を作成し、公表しなければならない。公表の際は個人情報に十分配慮してください。

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護・医療連携推進会議）

6ヶ月に1回

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、  
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

2ヶ月に1回

# 協力医療機関との連携体制について

対象サービス 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和6年度介護報酬改定に伴い、  
1年に1回以上次のことをおこなうことが  
義務付けられています。

- ・ 利用者の病状が急変した場合等の対応を確認
- ・ 協力医療機関の名称等を市へ届け出る

毎年度末（3月31日）までに提出してください。  
協力医療機関に関する届出様式については  
可児市ホームページ  
<https://www.city.kani.lg.jp/25166.htm>

# 協力医療機関との連携体制について

対象サービス 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## 地域密着型介護老人福祉施設 (令和9年3月末まで経過措置)

- ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ③入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

## 認知症対応型共同生活介護 (努力義務)

- ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

# 協力医療機関に関する届出について

対サービス 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(別紙3)

協力医療機関に関する届出書

令和 年

可見市長 殿

フリガナ 名称			
事務所・施設の所在地	(郵便番号 - )		
連絡先	(ビル名持等)		
事業所番号	電話番号	FAX番号	
事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入所者生活介護 <input checked="" type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設 <input checked="" type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 9 軽費老人ホーム		
代表者の職・氏名	職名	氏名	
代表者の住所	(郵便番号 - )		
協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	入所者等が退室した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	入所者等が退室した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日
	(事業所・施設種別4-8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院	入所者等が退室した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日

相談対応を行う体制

診察を行う体制

- 毎年確認を行う必要があります。確認を行った日を記載してください。
- 協力医療機関としての要件を満たしていることがわかる協定書になっているか、更新時に確認してください

毎年度末までに、年1回届出変更があれば速やかに届出

- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議
- 第二種協定指定医療機関のリスト (岐阜県)  
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/472254.pdf>

# あんしん介護パートナー派遣事業

## 介護サービス相談員派遣等事業の概要

○市町村に登録された介護サービス相談員(※)が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

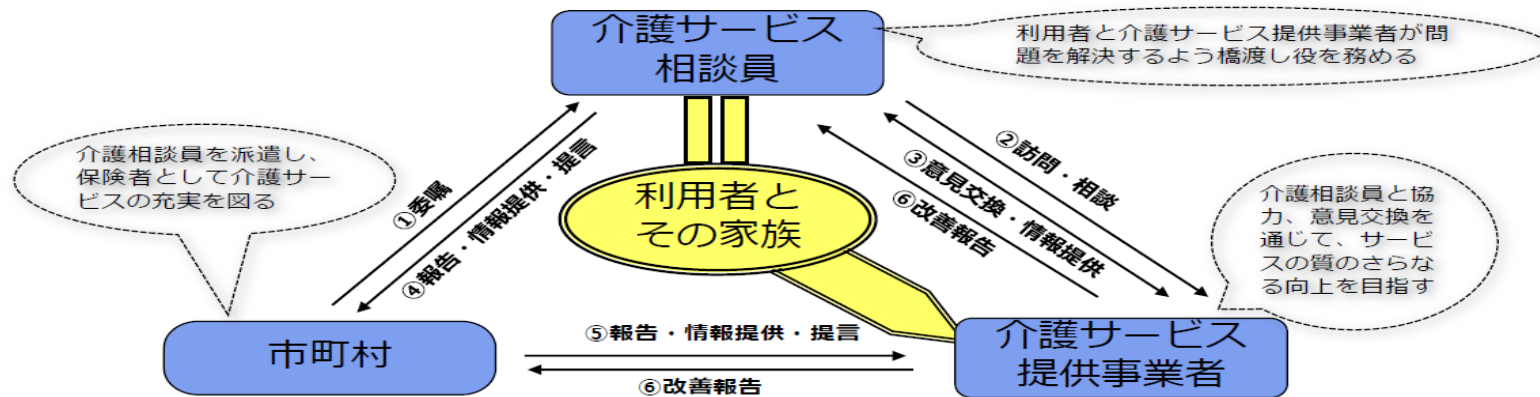
(※) 事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者(市町村が委嘱)

○介護保険制度における位置付け

- ・地域支援事業の任意事業(介護サービスの質の向上に資する事業)として実施(国の負担割合:38.5%)
- ・介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務(努力義務)を規定

〔介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。〕

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項(ほか)】



三者会議(情報共有、意見交換の場)

- ・可児市では介護サービス相談員の名称を「あんしん介護パートナー」とし、平成14年度から活動しています。
- ・相談員は40時間以上の研修を受講し、市が委嘱した6名が現在活動中です。
- ・介護サービスの質の向上のため、積極的な受け入れにご協力ください。



# あんしん介護パートナー派遣事業

## 意向調査

- 受け入れ可能な日時をお聞きします

## 訪問予約

- 訪問日時を決定します
- 事業所へ掲示していただく案内を送付します

## 訪問

- パートナー2名が訪問します
- 利用者さんから話をお聞きします
- 訪問当日の利用状況についてお聞きすることがあります。

## 報告

- 市へ報告します（月1回報告会。パートナーと市担当）。
- 相談者から匿名の希望があれば、個人が特定できないよう配慮しています

## 提案

- パートナーが訪問して気が付いたことを事業所へ報告します

